学校法人勝浦学園　役員の報酬等に関する規則

平成28年3月29日
理事会制定　規則第25号
改正　平成30年12月4日
改正　令和2年3月24日
改正　令和8年6月26日

（目的）
第１条　この規則は、学校法人勝浦学園の役員（理事及び監事をいう。以下同じ。）の報酬、手当、退職慰労金及び旅費について必要な事項を定めることを目的とする。

（報酬）
第２条　役員の報酬年額は、別表第１のとおりとする。
２　特別の任務を委嘱された非常勤の役員については、理事会の議を経て前項の報酬に一定額を加給して支給することができる。

（賞与、退職慰労金）
第３条　役員には、賞与、退職慰労金は支給しない。

（支給方法）
第４条　役員の報酬は、毎年１回、３月20日にその年度の全額を支払う。
２　前項の日が土、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合には、それらの前日に支払う。

（旅費の支給）
第５条　役員が出張した場合には、当該役員に対して旅費を支給する。

（旅費規則の準用）
第６条　この規則に定めるもののほか、旅費の支給等について必要な事項は、学校法人勝浦学園旅費規則を準用する。

（改廃）
第７条　この規則の改廃は、理事会が行う。

附　則
この規則は平成28年４月１日から施行する。
附　則
この規則は平成31年４月１日から施行する。
附　則
この規則は令和２年４月１日から施行する。
附　則
この規則は令和８年７月１日から施行する。

別表第１　　役員報酬年額表（第２条関係）

理事長	360,000円
理事長職務代理者	288,000円
理事（職員理事を含む。）	216,000円
監事	216,000円